

野田市行政改革大綱 (素案)

平成27年●月改訂

野 田 市

目 次

第1章 策定の背景

- 1 行政改革の必要性
- 2 これまでの取組
- 3 社会経済環境の変化
- 4 野田市の財政状況
- 5 行政改革の基本的考え方

当該項目については、別途パブリック・コメントを実施します。

第2章 具体的な取組方針

1 事務事業の見直し

- (1) 市民との協働
- (2) 民間活力の有効活用
- (3) 行政サービスの在り方の検討
- (4) 外郭団体等の見直し
- (5) 財政運営の健全化
- (6) 情報化の推進

当該項目については、別途パブリック・コメントを実施します。

2 組織等の見直し

- (1) 組織機構の見直し（教育委員会制度改革を含む） 1
- (2) 定員の適正化
- (3) 給与の適正化
- (4) 職員の資質の向上

当該項目については、別途パブリック・コメントを実施します。

3 公共施設等の適正な維持管理

- (1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の策定 3
- (2) 公有財産の有効活用 6

第2章 具体的な取組方針

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

野田市では、簡素で効率的な組織を目指し、平成22年度に都市計画部と都市整備部との統合、児童家庭部の新設、教育総務部の廃止など、複雑・多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応した行政サービスを提供するため、組織機構の見直しを進めてきた。

その後も係の統合を中心に組織のスリム化に取り組んできたが、大規模な見直しから5年が経過しており、今後、ますます変化の速度を増すと考えられる行政需要に対応していくためには、組織の抜本の見直しや組織を有効に機能させる体制の整備を図る必要がある。

また、27年度から実施される教育委員会制度の改革への組織的な対応についても検討する必要がある。

なお、附属機関については、16年度に整理合理化を図ったところであるが、長期間、委員委嘱をしていない附属機関も存することから、再度、検証する必要がある。

① 組織の統廃合と組織体制の整備（教育委員会制度改革を含む。）

行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて部・課の組織について新設、統合、廃止を進める。組織の見直しに当たっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、組織が有効に機能するよう常に検証を進めていくこととする。27年度において次の組織の分割、統廃合を行う。

- ・ 民生経済部を市民生活部と自然経済推進部に分割する。
- ・ 市民生活課を市民生活課と防災安全課に分割する。
- ・ 建築指導課を廃止し、建築確認申請業務は都市計画課へ、市営住宅及び営繕業務は総務部に設置する営繕課に移す。

- ・ 社会福祉課を生活支援課と障がい者支援課に分割する。
- ・ 高齢者福祉課を高齢者支援課と介護保険課に分割する。
- ・ あさひセンターの組織を廃止する。（27年度から指定管理者制度を導入）
- ・ 男女共同参画課と人権施策推進課を統合し、人権・男女共同参画推進課とする。

また、教育委員会制度改革については、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するため、次の仕組みを構築することが重要である。

- ・ 大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。
- ・ 総合教育会議の事務局は教育委員会事務局に置き、原案の作成等の協議題の調整を行う。
- ・ 総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議題は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。

② 附属機関の整理・合理化

長期間活動実績のない附属機関等については、廃止・統合で整理が進んだところであるが、引き続き、必要性の検証を続ける。

また、新たな附属機関の設置に当たっては、安易に新設することなく、みどりの市民会議など既存の附属機関の活用を図ることで、附属機関の肥大化及び非効率を防止する。

3 公共施設等の適正な維持管理

(1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の策定

市は、1, 217棟（平成26年3月現在）の建物を保有している中で、428棟は、特に老朽化が進行するといわれる築後30年を経過した建物である。

今後、これらの建物において、安全性の確保や機能を維持するための費用の増加が予想されるが、市の厳しい財政事情では、施設の更新による対応が困難な状況にある。

このことから、建物の長寿命化を図ることを基本としたファシリティマネジメントの手法を取り入れ、建物の損傷や老朽化等の状態を随時把握した上で総合的かつ長期的視点に立ち、建物の維持管理を行う必要がある。

ファシリティマネジメントについては、次の基本方針に基づき、野田市総合計画実施計画に位置付け、確実に実施していく。

【基本方針】

- ① 厳しい財政事情及び施設の効率的有効活用の観点から、施設の建て替えは基本的に行わず、長寿命化を図ることを基本とする。
- ② 建て替えは、躯体強度に問題が生じ改修等が困難な場合及び施設の構造等からその効用が十分果たせなくなった場合に行う。
- ③ 長寿命化に当たっては、特定建築物に係る耐震改修を最優先する。
- ④ 特定建築物以外の耐震改修は、保育所を最優先し、他の施設については、建築年、構造、利用状況等を勘案し、優先順位をもって進める。
- ⑤ 耐震改修以外の施設の長寿命化施策は、防水、排水等施設の維持管理上欠くことのできない改修を最優先し、次に、エレベータ設置等施設の効用を増進させる改修に取り組んでいく。
- ⑥ 施設の効用を増進させることを目的とする改修は、バリアフリーの視点に立った改修とする。

- ⑦ 施設のバリアフリー化については、長寿命化のための改修時だけでなく、財政事情の許す範囲内で、計画的に順次進める。
- ⑧ 学校のトイレ改修、消防器具置場の改築等、これまで計画的に順次整備を進めているものについては、引き続き、計画的な整備を進めていく。
- ⑨ 日常点検を徹底し、修繕が必要なものについては、即対応する。
- ⑩ 新たな施設は設置せず、学校の余裕教室など既存施設の有効活用を基本とする。また、施設の統合については、当該施設の果たしてきた役割、地域への影響等を勘案し、基本的には統合は行わないことを念頭に検討する。
- ⑪ 国の補助等財政的に有利な制度を活用できるときは、優先順位を変更して実施することを検討する。
- ⑫ 総務部に営繕課を設置し、計画的な改修及び維持管理を行う。

【留意点】

実施に当たっては、次の点に留意する。

<施設の劣化状況の把握>

建築基準法第12条に基づく建築物及び建築設備の定期点検又は日常点検の結果を的確に把握し、必要に応じて、修繕又は改修を実施する。

<施設のバリアフリー化>

ニーズ調査を実施し、予算の許す範囲内で、施設のバリアフリー化を図っていく。

<学校施設>

27年度で、二川小学校特別教室棟を除き、耐震改修が終了するため、①二川小学校特別教室棟の建て替え、②小中学校への空調整備に優先的に取り組む。

さらに、屋上防水等施設の維持管理に不可欠な改修についても、計画的に取り組んでいく。

<幼稚園>

関宿南部幼稚園の休園又は統合を検討する。

＜保育所＞

特定建築物の耐震改修に続き、耐震診断結果を踏まえ、順次、耐震改修を実施する。

＜学童保育所＞

国の「放課後子ども総合プラン」が、既存の小中学校外の学童について、余裕教室棟を活用することが望ましいとしていることから、校外に設置された学童保育所を、順次余裕教室等へ移転する。

＜老人福祉施設、公民館、福社会館等＞

2階建施設については、エレベータ設置を検討する。

＜障がい福祉施設＞

あさひセンターについて、施設の効用を増進するための改修を検討する。

＜総合公園体育館＞

現在、実施している計画的改修を引き続き実施する。

＜本庁舎、いちいのホール、樺のホール＞

今後、大規模な設備更新が予定されることから、計画的な設備の更新を検討する。

＜学校給食センター＞

野田学校給食センター調理棟については、老朽化が激しいため、大規模改修を検討する。

＜市営住宅＞

当面、現在の計画的修繕を引き続き実施する。

＜斎場＞

老朽化した関宿斎場火葬棟について、火葬棟を廃止した場合の影響を精査した上で、改築又は廃止を検討する。

(2) 公有財産の有効活用

市では、現行行政改革大綱に基づき、市税徴収対策など財源の拡充強化に努めているが、税外収入の確保策として、行政目的に使わなくなった市有財産をそれぞれの特性等を考慮の上、貸付け又は普通財産処分取扱要領に基づき売却処分を行い、それによって生じた収益を行政サービスの財源に充てている。

19年度には、新たな財源確保策として公共物への有料広告の掲出制度を創設するため野田市広告掲載取扱要綱を策定し、20年度から導入を始めた。

市の財政については、健全な財政運営がなされており、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における全ての指標も問題なく達成はしているが、少子高齢化の進展による社会保障関係経費を始めとする財政需要の増加と地方税収の落ち込み等により、今後も一層厳しくなることが予想される。

以上を踏まえ、自主財源の確保という観点から、公有財産の有効活用を一層進めていくため、引き続き、次の取組を進めることとしたい。

① 未利用地の有効活用及び処分

引き続き、処分を凍結している土地については、経済状況を見極めつつ売却時期を検討していく。行政財産の用途を廃止し、普通財産とした土地については、利用する可能性を総合的に判断し、処分候補地となるか検討を進める。

② 公共物への有料広告の掲出

新たな広告媒体の活用については、民業圧迫とならないことや公共物であることを慎重に検討し導入を進めていく。